

市政協力委員の皆様へのお知らせ

市政協力ニュースレター



京都市
CITY OF KYOTO

■ 2017年 爽秋号 ■

地域に関連する情報などを掲載していますので、保存して日々の活動にお役立てください。

市政協力委員 代表者会議を開催



7月31日、各区市政協力委員の代表者39名にご出席いただき、「市政協力委員連絡協議会代表者会議」を開催しました。

会議では、代表幹事に村井信夫委員（伏見区）、代表副幹事に山本安一委員（上京区）、小石玖三委員（西京区）、森岡梅次委員（南区）の選出が報告され、村井代表幹事から、「市民は権利を有する一方で、義務を果たすことも必要である。市政協力委員の役割を理解しながら、行政とともに地域コミュニティの活性化に向けた取組が大切である。」とご挨拶されました。



村井代表幹事

また、「京都を支える「地域力」の維持・向上を目指して、絆を強め危機に強いまちに」をテーマに、区長・担当区長も参加し、10のテーブルに分かれて、ワークショップ形式（※）で活発な意見交換が行われました。（2頁に概要）



門川市長

全テーブルを回った門川市長からは、「安心・安全のまちづくり、健康長寿のまちづくり、様々な新たなテーマに市政協力委員の皆さんが地域に根差して、取り組んで頂いており、改めて心から敬意を表する。」「市政協力

委員の制度は、京都の宝である。しっかりと市政においても、より一層役割を発揮していただける取組が大事である。」と市政に懸ける思いを語りました。

閉会に当たり、山本代表副幹事から、「本日得られた情報は、それぞれの地域に持ち帰り、まちづくりに活かしていきたい。」とご挨拶されました。



山本代表副幹事

※ワークショップ形式
少人数でアイデアや意見を話し合うことにより課題解決等につなげる方法

代表者会議ワークショップ

テーマ「京都を支える「地域力」の維持・向上を目指して
～絆を強め危機に強いまちに～」

●出席者の意見や各地域で取り組まれている事例を一部紹介●

各地域での取組の参考にしてください

・何かあった時に頼りになるのは、近所の人達であり、「向こう三軒両隣」の言葉通り、近所同士の気配りやつながりを大事に思う地域づくりが必要。

・顔を合わす機会、顔の見える関係づくりを進め、町内会に入りたいたいと思ってももらえらるような、お互いの信頼関係を構築していくことが大事。

・担い手に関する課題として①高齢化、②後継者不足、③回覧物の多さという3点がある。これらの解決事例として、『防災』を切り口に担い手を増やしていく。『子ども』を切り口に小学校の総合学習の時間を使って交流を図る。夏祭りなど

『一同に会する機会を提供』する。



・役員が1年で交代するが、役員の意識を高め、引継ぎを十分に行っているためには、2年は役に就くのがよい（副会長の次に会長になる。）。

・退職したサラリーマンを地域へ引き込むため、おやじの会を卒業した方によるOB会を結成し、地域との関わりを絶やさないようにしている。

・各種団体・学区民が、オールスタッフとして大きな事業に取り組めば、少ない経費で、つながりをつくることができる。

・役員OBによりOB会を結成し居場所をつくっている。

・防災訓練の場でワークショップを行い、担い手づくりにつなげ、地域のビジョンも共有している。

95名の方が「永年勤続(特別)表彰」を受賞

京都市では、毎年10月15日を「自治記念日」と定め、「京都市自治記念式典」を開催しています。

式典では、永年にわたり市政協力委員として、市政の円滑な運営と行政能力の向上に貢献頂いた方を表彰することとしており、10年間、20年間務められ、その功績が顕著であった方に、表彰状を

お贈りしています。今年も95名の方が表彰を受けられました。



永年勤続特別表彰(20年)
登壇代表 池尻 昭様(中京)

*永年勤続表彰(10年)は、中村英男様(左京)に登壇代表を務めて頂きました。

明治150年・京都の奇跡プロジェクト

明治期にまつわる写真やコメントを募集中!

来年は、明治改元から満150年となります。

明治時代に都の地位を失い、都市衰退の危機に瀕した京都は、先進的な取組に挑戦し今日の発展の礎を築きました。現在、京都市では、この節目の年を契機として、「市民の



(写真の一例)
上京二十八校 龍池小学校

皆さんが「主役」をキーワードに明治150年に関する取組を進めています。

その中で、古い写真を広く募集しています。ぜひ、古いアルバムの中から、「明治からの京都」を探し、写真にまつわる思い出等のコメントを付けてご応募ください。

特に興味深い写真等には表彰及び副賞もご用意しておりますので、奮ってご応募ください。

写真投稿の方法

- ①ウェブサイト（下記URL参照）
- ②電子メール（meiji150@jidaikobo.com）
- ③郵送または持参

ポータルサイト URL
https://meiji150.kyoto/
連絡先

（有）時代工房（担当：黒木）
電話：（746）5710
*平日のみ、本業務の委託事業者

地域の絆で住みよいまちへ 地域コミュニティ活性化の取組を紹介

京都市では、平成24年度から「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」を施行しています。

「安心して快適に暮らすことができる」「自分たちのまちは自分たちで良くしていく」地域のまちづくりにご協力をお願いします。

《ご相談下さい！》 地域コミュニティ サポートセンター

京都市では、地域コミュニティを設置し、自治会・町内会の活動を応援しています。

自治会・町内会の運営や地域の活性化に関する相談に応じた助言や情報提供、自治会・町内会にアンケート、啓発物の配布等を通じて、



区役所・支所と連携した様々な取組を行っています。

「近所にマンション等が建設されるが、自治会・町内会への加入呼びかけはどうしたらいいの？」

「マンション等で自治会・町内会を設立するにはどうしたらいいの？」
といったご相談をはじめ、加入の呼びかけや自治会・町内会の設立に係る費用等への助成金の申請についてもお気軽にご相談ください。

文化市民局地域自治推進室内 （市役所本庁舎1階）

電話：（222）3098

FAX：（222）3042

電子メール

chikizukuri@city.kyoto.lg.jp

【ご利用ください！】 地域コミュニティ活性化に向けた地域活動支援制度

京都市では、自治会・町内会加入促進等の取組を支援しています。

■支援制度の概要■

対象事業：自治会・町内会の加入啓発、加入者と未加入者の交流事業等

助成額：上限10万円
（2回目：5万円）

助成率：事業内容に応じて助成対象経費の10割又は3分の2

助成件数：50件程度（先着順）

ご相談は地域コミュニティサポートセンターへ。

【活用事例】



自治会加入促進運動中！
安心・安全のまちづくり 川原自治会



加入促進運動
（種の配布）

交流事業
（餅つき大会）

【新たな取組です】 住宅関連団体との「京都市における自治会・町内会の加入促進に関する協定」

京都市では、「京都市における自治会・町内会の加入促進に関する協定」（以下、「協定」という。）を、住宅関連団体（4団体・計3570会員）と本年3月に締結しました。協定は、会員（不動産事業者の方）が、住宅を販売、仲介される際、当該学区の地域活動の情報などを説明するとともに、加入啓発チラシ及び「自治会・町内会への加入連絡票」の配布などにより、自治会・町内会への加入の呼びかけを行う内容です。なお、協定の内容については、京都市のホームページ（自治会・町内会協定で検索）に掲載しています。



お役立ちQ&A

Q 広報板の修繕はどこに連絡すればよいですか。

A 京都市広報板の不具合や修繕希望等については、お住まいの区役所・支所の地域力推進室まちづくり推進担当にご相談ください。

担当職員が広報板の状態を確認のうえ、修繕が必要な場合は、業者による修繕を行います。

なお、修繕は業者に発注してから3週間ほどかかる場合がありますので、ご了承ください。

ポスターの貼り方の工夫!
掲示板にポスターの4隅を画鋏で貼ると画鋏のところから風で破れることがあります。『画鋏を刺す位置にセロテープを貼る』か『4隅を折って2重にしたところから刺す』とはがれにくくなるそうです。

Q 回覧チラシがバラバラに届くこともありすが…

A 市政協力委員の皆様へに回覧をお願いしているチラシは、月2回市民しんぶんと同時にお届けしています。

その他、保健委員や消防団、小学校、児童館などから届くチラシもありますが、市民しんぶんが届く時期に合わせて、他のチラシと一緒に一度に回覧していただいております。

ただし、急ぎのものがありましたら、お手数ですが、速やかな回覧をお願いします。

「市政協力ニュースレター」のバックナンバーは、京都市HP「京都市情報館」(市政協力 レター) からご覧いただけます。

《「相談下さい!」》 「民泊通報・相談窓口」

市民の皆様からの違法・不適切な民泊に関する通報・苦情や、適法に民泊を始めるための相談等を電話・FAX・電子メールで受付中です。

電話：(223) 0700
年中無休(ただし、年末年始を除く。午前10時～午後5時)
FAX：(223) 0701
(24時間受付)

電子メール
minpakusoudan@city.kyoto.lg.jp
(24時間、受け付けています。)

URL
http://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000201777.html

【ご利用ください!】 道路・川・公園等の損傷箇所を投稿できるスマートフォン用のアプリケーション(みつけ隊)

道路等で損傷箇所を見したら、スマートフォンでその情報を管轄の土木事務所やみどり管理事務所に簡単に送信できます。

投稿された損傷情報については、現地確認を行い、緊急度や重要度を踏まえ、順次補修等の対応を行います。

※「みつけ隊」のホームページをご覧ください。

↓「みつけ隊」ホームページへのQRコード



建設局キャラクター【けんくん】と【せつちゃん】



あなたの募金は
あなたのまちへ!

**赤い羽根
共同募金**

10/1～12/31



この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ!

- 地域の皆様へ情報発信いただければ幸いです。このリーフレットの追加送付が必要な場合は、発行元までご連絡ください。
- 発行元：京都市文化市民局地域自治推進室
TEL：222-3049
FAX：222-3042
- 平成29年11月発行 京都市印刷物第294664号